

八代市告示第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年3月20日

八代市長 中村 博生



1. 都市計画の種類及び名称
八代都市計画下水道
2. 都市計画の変更に係る土地の区域
八代市新港町三丁目の一部
3. 縦覧場所
八代市建設部建設政策課